

令和 8 年度教育行政方針

教 育 行 政 方 針

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆さまの御理解と御支援を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。

教育委員会は、第8次矢巾町総合計画の理念である「みんなで築く、躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」実現のための「人づくり」の分野を担っております。具体的には、総合計画と同時に作成した第3期矢巾町教育振興基本計画に基づき施策展開を図っております。令和8年度はその3年目です。こうした施策体系に基づく教育行政であることから令和8年度も基本的にはここ1、2年の諸施策の継続を基本方針といたします。

ただし、ここ1、2年の社会経済の変貌は著しく、新たに生じている問題や重要性を増しつつある課題もあります。これらについては、町民や社会の関心も高く、また緊急性もあることから令和8年度施策のいわば目玉的施策と位置づけ、本教育行政方針においては、トピックスとしてその捉え方と対処方針を整理いたします。また、継続する重要施策についても、施策目的の成果を高める観点から、実施方法等に関しては、柔軟な工夫と現実的対応を取っていくことといたします。

トピックスの一番目は、学校再編問題です。

町民の多くが、児童数の激減と偏りを実感し、学校再編計画を急ぐよう求めています。教育委員会は、令和5年度作成の「再編に関する

基本方針」に従い、令和8年度中に、安心安全な通学環境に関する問題と、9年間の義務教育の有り様についての問題について結論を得、

「再編整備計画の素案」を作成いたします。同時に、学校、保護者、地域の皆様から意見を聞き、「再編整備計画」を確定すべく進めてまいります。

トピックスの二番目は、学校教職員のコンプライアンスの徹底についてです。

児童生徒の安心安全な学習環境を提供すべき教職員によるコンプライアンス違反が本県においても発生し、町民をはじめ人々の不安を助長しています。コンプライアンスを法令違反の狭義にとどめることなく、学校内の規範・ルール、さらには社会常識・良識の範囲まで広げ、その徹底を図ります。学校の教職員については、県の教育委員会との緊密な連携が必要となりますが、本町独自の研修機会を設ける等を含め、推進いたします。

トピックスの三番目は、学校教職員・教育委員会の働き方改革についてです。

本町では令和5年度に策定した「矢巾町教職員働き方改革プラン」に従い推進していますが、昨年度の関連法の改正を受け、プランの一部改正を行います。同時に令和8年度は、文科省の指針に従い、学校や教育委員会では対応が困難な事案については外部に任せる仕組みについて検討します。いずれもその根底には、地域全体で地域の教育を確立するという理念と目標を堅持します。

続いて、教育振興基本計画の三つの基本方針毎に、それぞれの重点施策について略述いたします。

基本方針の一つ目は、「個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり」です。そこには八つの重点施策をおいています。

施策の一つ目は、「就学前における教育・保育の質の向上」です。関係課と連携して5歳児健診を実施し、個々人の特性に合わせた指導を引き続き行います。

二つ目は、「確かな学力と個性を伸ばす教育の推進」です。ICT活用の習熟と、学力と知能の実体を踏まえ、児童・生徒一人一人を見据えた授業改善を行います。

三つ目は、「豊かな心を育む教育の推進」です。自然空間や動物と触れ合う機会を設け、児童生徒に豊かな感性や健全な心を育むよう努めます。道徳に関しては、本町が独自に行っている教職員の研修を継続し、町内全校で道徳の授業改善を進めます。環境教育においては、義務教育9年間の中で、深く学ぶ機会が得られるよう、関連機関とも連携しながら取組を充実していきます。また、他人を思いやる心や、生命や人権を尊重する教育を充実します。このほか、学びの向上に読書が有効であることから、児童生徒の読書活動を支援します。

四つ目は、「健やかな体を育む教育の推進」です。ここでは「望ましい食習慣」と「規則正しい生活習慣」についての理解を促し、定着を

図っていきます。学校給食については、各学校での食育を継続することに加え、新たに小学校を対象として開始される国の給食費無償化に対応し、必要な制度の見直しを行うとともに、保護者の負担軽減策として本町が独自に行っている第3子以降の無償化についても、中学生を対象として引き続き実施します。

五つ目は、「ふるさとの未来を支える教育の推進」です。本町の豊かな自然に触れ、地域の人々から学ぶ機会を増やしていきます。南昌山など西部地域の山稜・里山を対象に、生命尊重・生活重視思想と歴史に注目する年にしていきます。学校においては地域密着のキャリア教育を進め、地域の一員としての自覚の下に成長するよう育みます。

六つ目は、「多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実」です。令和8年度には適応支援員を増員します。また種々の教育相談に適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家あるいは専門機関につなげていきます。いじめについては「いじめ見逃しゼロ」を合言葉として、小中学校の情報連携を密にしながら生徒指導に活かしていきます。

七つ目は、「教員の資質向上と教育指導体制の充実」です。教員個々の成長段階に応じ、国、県が行う研修の受講と併せて、その補完的研修を本町独自に実施します。また、義務教育9年間を見通した指導の在り方に関する研究について、中学校区単位の研究グループを基にした小中学校教員による取り組みを推進してまいります。

八つ目は、「学校教育環境の整備・充実」です。学校施設長寿化計画に基づき必要な修繕や整備を計画的に進めます。令和8年度は、夏場

の酷暑対策として部活動等による利用頻度が高い中学校体育館への空調設備導入に向け、小学校に先行して事業着手を図ります。また、GIGAスクール構想が第2段階に入ったことから、全小中学校に導入した電子黒板の活用を推進するとともに、ネットワーク環境の強化、校務のDX化を進めてまいります。さらに、すべての小中学校に設置した防犯カメラの活用を含め、熊の出没への対応など、関係部局と連携した取り組みを図ってまいります。

以上の施策推進と係わってもう一点重要なことは、矢巾町教育研究所の機能と役割についてです。これまで述べた施策はいずれも目標の実現に向けたいわば施策ですが、現実はそのスタートライン以前の諸問題があり、施策を具体化する上ではもう一階梯のアプライドシステムが必要です。つまり研修事業とさまざまな事情を抱える児童・生徒とその保護者等への対応です。その段階の専門的サポートが現実には不可欠です。そこを担っているのが矢巾町教育研究所で、主要には上述施策の二つ目の「確かな学力と個性を伸ばす教育の推進」、六つ目の「多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実」、七つ目の「教員の資質向上と教育指導体制の充実」に深くかかわっています。令和8年度も研究所機能の維持と役割発揮に努めてまいります。

基本方針の二つ目は、「学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり」であり、二つの重点施策を掲げています。

一つ目の重点施策は、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」です。

子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が一体となって教育課題に取り組み、学校の地域化と、学校を核とする地域形成を推進します。岩手県に特徴的な教育振興運動とその枠組みは優れた内実を有しており、コミュニティスクールの形成に活かすことを考えてまいります。また、コミュニティスクールは小・中一貫教育と地域を背景に教育の個性化を図る観点から中学校単位で推進する方向で考えています。

二つ目は、「家庭の教育力の向上及び青少年の学習活動の推進」です。

児童生徒の成長には家庭教育が欠かせません。保護者への啓発や、情報提供・研修会の開催、さらには相談対応等の支援を行ってまいります。「放課後子ども教室」事業は、学校外の学びや体験の機会に留まらない役割を果たしていることに加え、地域と学校の新しい関係形成においても、その助走的事業として貴重な積み重ねとなっていることから、そこからの発展を見据え一層の支援をしていきます。

基本方針の三つ目は、「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり」です。ここには四つの重点施策を据えています。

一つ目は、「多様な学習機会の充実」です。

町内外の団体とも連携しながら各世代の需要を踏まえた自主事業を展開してまいります。出前講座やリクエスト講座も引き続き行い、生涯学習の機会を継続して提供します。図書センターでは蔵書の充実とと

もに子ども向けのイベントを行い、本に触れる機会を醸成します。

二つ目は、「スポーツ・レクリエーション環境の充実」です。

「スポーツのまち やはば」宣言に基づき、生涯スポーツ、競技スポーツ、障がい者スポーツ、それぞれの観点から町民すべてがスポーツに親しむ機会の充実に努めます。併せて、矢巾町スポーツ協会や各スポーツ少年団等への支援を継続します。「町民スポーツ大会」については、時代にあわせた新しい形を追究しながら、令和8年度も引き続き実施してまいります。

三つ目は、「文化・芸術活動の推進」です。

児童生徒の文化芸術活動について継続的に支援を行い、活動内容の向上と次世代の育成を図ってまいります。また、町民の多くが日常的に文化・芸術に親しむ機会を創出していきます。矢巾町音楽祭を通じた「音楽のまち やはば」の理念が浸透してきており、音楽祭を令和8年度も引き続き実施してまいります。

四つ目は、「文化財の保護と活用」です。

国指定史跡徳丹城跡に関しては、保存活用計画の策定を行い、徳丹城跡の現状と直面する課題を整理し、次世代に向けた整備活用を行っていくための基本的な指針を示します。史跡公園の利活用については徳丹城春まつりを始め、マルシェやミュージックフェスティバルのほか、ボランティアガイドの育成など広い世代に文化財に親しむ機会となるよう内容の充実に努めてまいります。

各集落に伝わる郷土芸能については、地域の人々の考え方や自然との関係の歴史を伝えるものとして重要であることから、集落の持続や

後継者の育成を含めた広い角度からの支援をしていきます。

これまで、教育振興基本計画の重要施策について、その基本方針を示してきましたが、PDCAの観点から以下の課題についてはその実現方法の再整理を考えています。

一点目は、中学校部活動の地域展開に係わることです。

この課題は児童生徒数の減少、教員の働き方改革、地域の教育力の向上と教育への新たな価値を付与するものとして、政策的にも重点化されています。しかしその前提に、スポーツや文化による地域の振興の政策展開とその事実があることは見逃せません。地域の側に持続的発展への動きがあつて部活動の地域移行が可能となるということです。部活動側の論理が先行的に追求されても、目標の実現はありません。地域の側の発展に向けた課題と同時追究の課題として部活動の地域展開を再整理しながら、これまでのスケジュールを前倒しするようなスピードで進めてまいりたいと思います。そのための装置としては、過渡的なものであれ、地域の文化やスポーツを網羅する「文化・スポーツコミッション」ともいえる組織を構想することが大事であります。

二点目は、コミュニティスクール形成の課題についてです。

この課題についても、そもそもは地域と学校がパートナーとして、ともにこれからの地域を創る、という理念のもとにいわばその方法としてコミュニティスクールは発想されています。学校に軸足を置いた進め方だけでなく、地域の側からの学校を核とする地域づくりという

アプローチとの両面追究の課題として再構築する必要があると考えています。そこには、社会教育や家庭教育を含め、地域と学校の協働活動を基盤とする総合的ネットワーク組織の構築と、それを支える人づくりが必要と考えます。

以上、新たに、また、緊急的に対応すべき諸課題をトピックスとして整理するとともに、第3期矢巾町教育振興基本計画に沿って、令和8年度の教育行政に関する基本方針について申し述べました。

教育委員会は、本町の教育理念であり、教育目標に定めた「時代を拓き次代につながるひとづくり」の実現に向け、鋭意取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、令和8年度の教育行政方針といたします。